

船橋市指定障害福祉サービス事業等の介護給付費等の算定に係る体制等に関する様式等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項、第38条第1項、法第51条の19第1項及び法第51条の20第1項の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に支給する介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費（以下「介護給付費等」という。）の算定に関し、必要な様式等を定めるものとする。

(体制等の届出)

第2条 指定障害福祉サービス事業者等は、法第29条第1項、法第51条の14第1項及び法第51条の17第1項に規定する介護給付費等の算定にあたり必要な体制等に関する事項を、あらかじめ、介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（第1号様式）に、必要な付表等を添えて、市長へ届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動（更新）年月日
	介護給付	居宅介護			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
		重度訪問介護			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
		同行援護			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
		行動援護			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
		療養介護			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
		生活介護			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
		短期入所			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
		重度障害者等包括支援			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
		施設入所支援			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了	
訓練等給付	自立訓練			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
	就労移行支援			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
	就労継続支援			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
	就労定着支援			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
	自立生活援助			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
	共同生活援助			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
相談支援事業	地域移行支援			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
	地域定着支援			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
	計画相談支援			1 新規 2 更新 3 変更 4 終了		
特記事項	変更前			変更後		
関係書類			別紙のとおり			